



停止するものとする。

(3) 試運転調整

受注者は対象機器更新に伴い、既設薬注制御に連動して正常に運転していることを確認し、適切な注入量であることを測定、調整を行うこと。

(4) 補修

業務の履行中に誤って施設に損傷を与えた場合は、受注者の負担において速やかに補修するものとする。

(5) 廃棄物の処理

本業務で発生した撤去品は、関係法令に基づき、受注者の責任において処理すること。

(6) 時間的制約

需要家等の状況により、業務の履行に時間的制約を設ける場合もあるため、その際には施設管理担当者の指示に従うものとする。

(7) 完了報告及び検査

受注者は、業務を完了したときは業務完了報告書を発注者に提出し、発注者の検査を受けるものとする。

(8) 品質保証期間

保証期間は、(7)の検査合格の日から起算して、1年間とする。ただし、保証書等で1年を超える定めのある場合は、その期間による。

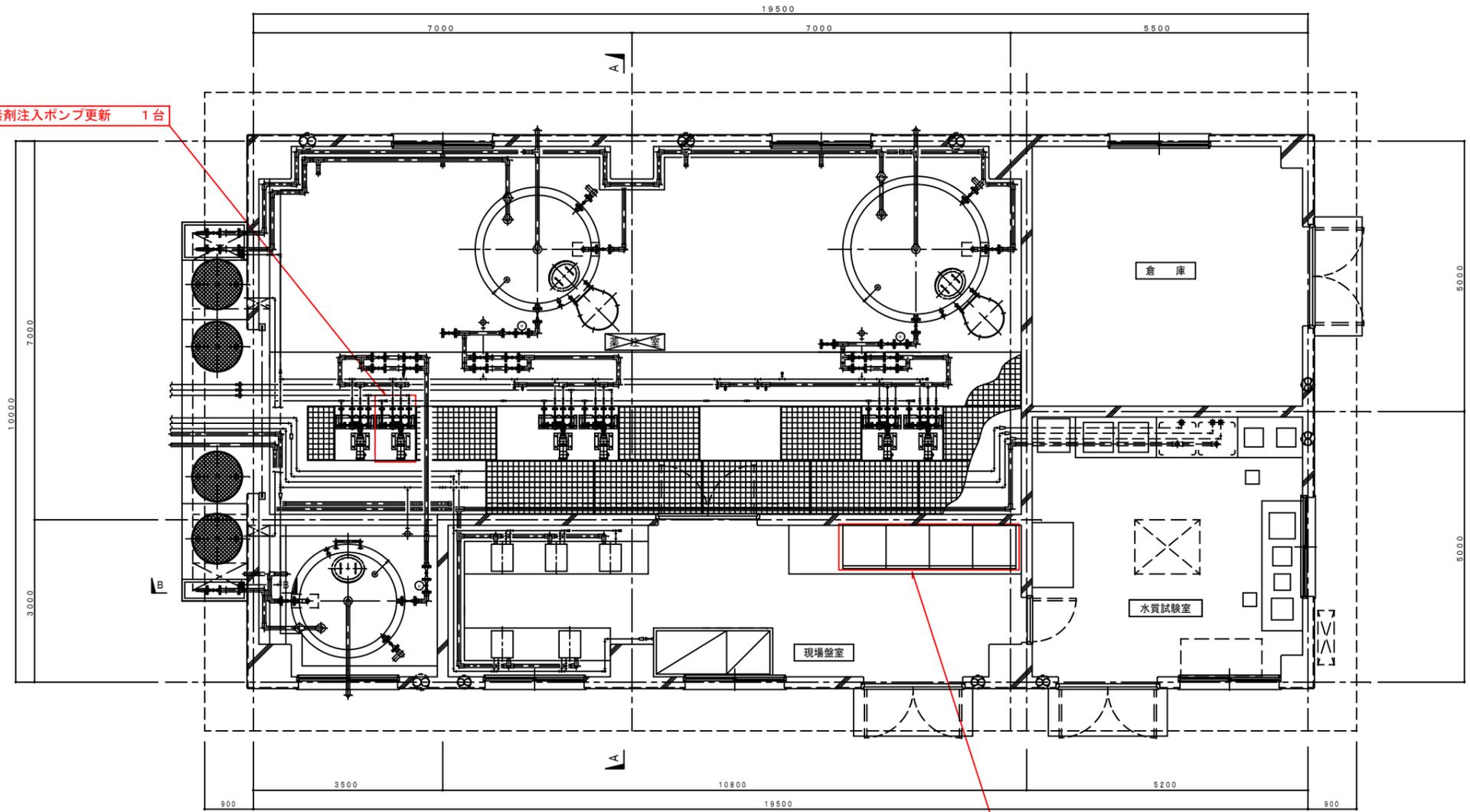
(9) 疑義

本仕様書の内容その他に疑義が生じた場合は必要に応じて、施設管理担当者とは協議して定める。

(10) その他

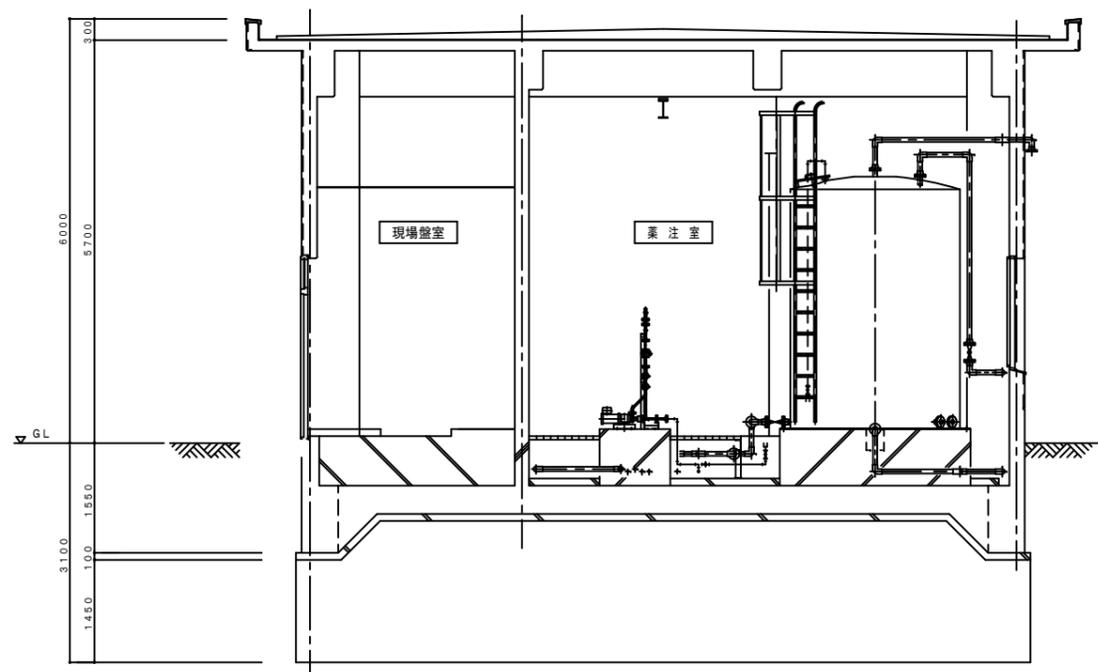
業務の履行に当たっては、日時及び方法を施設管理担当者とは十分協議し、施設の運営に支障が生じないように努めるものとする。

・次亜塩素素剤注入ポンプ更新 1台



薬注棟平面図 S=1/50

・インバータ更新 1台  
 ・盤内改造  
 ・既設薬注設備との連動確認及び測定、調整



A - A 断面図 S=1/50

業務名	日野川工業用水道事業 次亜塩素素剤注入設備更新業務委託		
図面名	薬注棟平・断面図		
縮尺	1/50	図面番号	2
鳥取県企業局西部事務所			